

北海道看護職員養成修学資金貸付金の概要

1 修学資金貸付制度の目的

この修学資金は、条例及び規則に基づき、看護職員養成施設に在学する者で、将来道内において看護職員の業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸付けることを目的としています。

したがって、貸付を受けた者は、条例及び施行規則に定められた事項に従わなければなりません。

2 修学資金の区分、貸付対象者及び貸付金額

区 分	貸 付 対 象		貸付金月額	貸付金年額
一般修学資金	保健師	保健師養成施設に在学している者で、将来道内において保健師業務に従事しようとするもの	36,000円	432,000円
	助産師	助産師養成施設に在学している者で、将来道内において助産師業務に従事しようとするもの		
	看護師	看護師養成施設に在学している者で将来道内において看護業務に従事しようとするもの ※看護師の大学院課程を除きます。		
	准看護師	准看護師養成施設に在学している者で、将来道内において看護業務に従事しようとするもの		
特別修学資金	助産師 看護師	一般修学資金の貸付を受けている者で、下記の医療機関において、助産師または看護師業務に従事しようとするもの	20,000円	240,000円
		北海道立江差病院、JA北海道厚生連倶知安厚生病院、深川市立病院、苫小牧市立病院、総合病院浦河赤十字病院、名寄市立総合病院、北海道社会事業協会富良野病院、北海道立羽幌病院、留萌市立病院、JA北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、JA北海道厚生連遠軽厚生病院、市立根室病院、町立中標津病院	30,000円	360,000円
			助産師・看護師課程 (看護師2年課程を除く)	
指定修学資金	助産師 看護師	特別修学資金の貸付を受けている者で、下記の医療機関において、助産師または看護師業務に従事しようとするもの JA北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院及びJA北海道厚生連遠軽厚生病院	10,000円	120,000円

※休学又は原級留置（留年）している期間は貸付を中断します。

※特別修学資金、指定修学資金は単独での貸付はできません。

3 一般修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

貸付をした修学資金は、卒業後1年以内に免許を取得し、定められた施設に定められた期間従事した場合、返還を免除します。

なお、要件を満たさない場合は、返還していただきます。

養成施設を卒業した日から1年以内に、次の道内の特定施設等において看護業務（保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事した場合において、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したときは貸付金の返還を免除します。

施設区分	免許区分	対 象 施 設
特定施設 (道内)	保健師	○ 人口5万人未満の市町村及び道立保健所 ※保健師としての業務に限る
	助産師	○ 道内の病院その他の施設 ※特定の場合を除き、助産師としての業務に限る
	看護師又は 准看護師	① 医療法の規定に基づき許可を受けた病床が400床未満の病院 ※札幌市・旭川市・函館市に所在する病院を除く ② 医療法に規定する診療所 ③ 介護保険法に規定する訪問看護事業所または介護予防訪問看護事業所 ④ 介護保険法に規定する介護老人保健施設 ⑤ 介護保険法に規定する介護老人福祉施設 ⑥ 介護保険法に規定する介護医療院

4 一般修学資金が返還となる場合

主 な 事 例	返 還 期 間 等
・卒業後1年以内に免許を取得できなかったとき	・卒業した年の翌年4月から返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、特定施設等で就業しないとき	・卒業した年の翌年から返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、特定施設等で就業せず道外に転出したとき	・転出した月の翌月から返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、特定施設等での就業期間が修学資金の貸付を受けた期間未満で退職したとき	・退職した月の翌月から返還を開始し、1年以内に完了する。
・特定施設等において就業した期間が、 <u>修学資金の貸付を受けた期間以上就業し</u> 、退職したとき	一部免除額 = 貸付金 × ((特定施設での就業月数) / (貸付月数) × 5 / 2) (注) 貸付月数24か月未満は24か月とする 一部返還額 = 貸付金額 - 一部免除額

※返還方法

貸付期間以内で月賦又は半年賦の均等払い並びに一括払い

5 特別修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

養成施設を卒業し、免許取得後速やかに、次の特定病院において看護業務（助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事した場合において、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したときは貸付金の返還を免除します。なお、要件を満たさない場合は、返還していただきます。

免許区分	特 定 病 院
助産師 看護師	北海道立江差病院、J A北海道厚生連倶知安厚生病院、深川市立病院、苫小牧市立病院、総合病院浦河赤十字病院、名寄市立総合病院、北海道社会事業協会富良野病院、北海道立羽幌病院、留萌市立病院、J A北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、J A北海道厚生連遠軽厚生病院、市立根室病院、町立中標津病院

6 特別修学資金が返還となる場合

主 な 事 例	返 還 期 間 等
・卒業後1年以内に免許を取得できなかったとき	・ <u>卒業した年の翌年4月から</u> 返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、特定病院で就業しないとき	・ <u>卒業した年の翌年から</u> 返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、特定病院で就業せず道外に転出したとき	・ <u>転出した月の翌月から</u> 返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、道内の特定病院での就業期間が <u>修学資金の貸付を受けた期間未満</u> で退職したとき	・ <u>退職した月の翌月から</u> 返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、特定病院において就業した期間が、 <u>修学資金の貸付を受けた期間以上就業し</u> 、退職したとき	一部免除額 = 貸付金 × ((特定施設での就業月数) / (貸付月数) × 5 / 2) (注) 貸付月数24か月未満は24か月とする 一部返還額 = 貸付金額 - 一部免除額
【備考】 特別修学資金と一般修学資金を借りた場合に、特定病院でない一般修学資金の返還免除対象施設に就業した場合、特別修学資金のみ返還となります。	

※返還方法

貸付期間以内で月賦又は半年賦の均等払い並びに一括払い

7 指定修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

養成施設を卒業し、免許取得後速やかに、次の特定病院において看護業務（助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事した場合において、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したときは貸付金の返還を免除します。なお、要件を満たさない場合は、返還していただきます。

免許区分	特 定 病 院
助産師 看護師	J A北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院及びJ A北海道厚生連遠軽厚生病院

8 指定修学資金が返還となる場合

主 な 事 例	返 還 期 間 等
・卒業後1年以内に免許を取得できなかったとき	・卒業した年の翌年4月から返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、特定病院で就業しないとき	・卒業した年の翌年から返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、特定病院で就業せず道外に転出したとき	・転出した月の翌月から返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、道内の特定病院での就業期間が修学資金の貸付を受けた期間未満で退職したとき	・退職した月の翌月から返還を開始し、1年以内に完了する。
・免許取得後、特定病院において就業した期間が、 <u>修学資金の貸付を受けた期間以上就業し</u> 、退職したとき	一部免除額 = 貸付金 × ((特定施設での就業月数) / (貸付月数) × 5 / 2) (注) 貸付月数24か月未満は24か月とする 一部返還額 = 貸付金額 - 一部免除額
【備考】 指定修学資金の特定病院でない、特別修学資金の返還免除対象施設に就業した場合、指定修学資金のみ返還となります。また、指定修学資金及び特別修学資金の特定病院でない、一般修学資金の返還免除対象施設に就業した場合、指定修学資金及び特別修学資金の返還となります。	

※返還方法

貸付期間以内で月賦又は半年賦の均等払い並びに一括払い

■問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局

医務薬務課看護政策係

TEL:011-231-4111(内線 25-364)

FAX:011-232-4108